

注記
(一般会計等・全体会計・連結会計)

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア. 昭和 59 年以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ. 昭和 60 年度以降に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が判明していないもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
 - 取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券
なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア. 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
 - イ. 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア. 市場価格のあるもの
なし
 - イ. 市場価格のないもの……………出資金額
ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

水道事業会計は先入先出法による原価法を採用しています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

ア. 建物 5年～50年(建物には附属設備を含みます)

イ. 工作物 10年～60年

ウ. 物品 2年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。

③ ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引を除きます。)・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

なし

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権についても同様に、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末時点の自主都合による要支給額から、退職手当組合に積立てられている金額を控除した金額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② 上記以外のリース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支戻(本年度末資金残高)に本年度末歳計外現金残高を加えたもの(本年度末現金預金残高)は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(8) その他務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は、見積価格が 50 万円(美術品は 300 万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

(9) 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

ただし、水道事業会計については税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等(平成 30 年度における変更点)

(1) 会計処理、手続の変更

なし

(2) 表示方法の変更

なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

下水道事業が令和2年度より法適用企業へ移行します。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重要な災害等の発生

なし

(5) その他の重要な後発事象

令和5年度より一般廃棄物処理施設建設工事を予定しています。

4. 重要な偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の会計区分は以下の通りです。

会計(団体)名	区分	連結方法	比例連結割合
一般会計等			
一般会計	地方公共団体	全部連結	-
都市計画土地区画整理事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
全体会計(一般会計等に下記特別会計を含める)			
国民健康保険特別会計	地方公共団体	全部連結	-
介護保険特別会計	地方公共団体	全部連結	-
後期高齢者特別会計	地方公共団体	全部連結	-
水道事業会計	地方公共団体	全部連結	-
公共下水道事業会計	地方公共団体	(下記ア.参照)	-
連結会計(全体会計に下記団体を含める)			
沖縄県市町村総合事務組合	一部事務組合	比例連結	8.20%
那覇港管理組合	一部事務組合	比例連結	10.28%
沖縄県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合	比例連結	7.10%
沖縄県市町村自治会館管理組合	一部事務組合	比例連結	7.91%
南部広域市町村圏事務組合	一部事務組合	比例連結	8.59% (下記オ.参照)
沖縄県土地開発公社	地方公社	全部連結	-
浦添スマートシティ基盤整備株式会社	第三セクター等	全部連結	-

ア. 地方公営企業は、すべて連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの(平成 29 年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限り、)については、連結対象団体(会計)の対象外としています。

したがって、一般会計等における他会計への繰入金等が内部相殺されない場合があります。

下水道事業会計	企業債残高	4,637,558 千円
	他会計繰入金	456,042 千円

イ. 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

ウ. 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- エ. 表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。
- オ. 一部事務組合は、各団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。割合は構成団体の負担金合計額等に対するものです。財務書類上は各事業の負担等割合により按分しています。(南部広域市町村圏事務組合のみ、一般会計負担割合を表記)
- カ. 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。
- キ. 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体(出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25%以下であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

- ア. 実質赤字比率 — %
- イ. 連結実質赤字比率 — %
- ウ. 実質公債費比率 6.7%
- エ. 将来負担比率 30.8%

③ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
なし

④ 繰越事業に係る将来支出予定額

繰越明許費繰越額

一般会計	377,613 千円
土地区画整理事業会計	283,456 千円

⑤ 過年度修正等に関する事項

固定資産台帳に記載される資産の調査判明分として、今年度の貸借対照表上で固定資産総額を 518,540 千円増加させるとともに、純資産変動計算書上で無償所管換等を同額増加させる処理を行っています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 会計基準へ変更したことによる影響額等

ア. 財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ. 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

② 減価償却費について直接法を採用している科目

一般会計等

ソフトウェア	取得原価	129,138 千円
	減価償却累計額	103,139 千円

全体会計

ソフトウェア	取得原価	129,138 千円
	減価償却累計額	103,139 千円

連結会計

ソフトウェア	取得原価	156,706 千円
	減価償却累計額	103,139 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額

なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分及び他団体等出資分を差し引いた金額を計上しております。

③ 他団体出資等分

全部連結した連結対象団体のうち、当市以外の出資割合分を計上しております。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

一般会計等	854,049 千円
全体会計	805,053 千円
連結会計	1,329,468 千円

② 既存の決算情報との関連性

内容	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書(一般会計)	52,793,340 千円	51,549,346 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	3,385,345 千円	3,036,692 千円
繰越金に伴う差額	△1,089,860 千円	—
会計間の相殺による差額	△1,239,449 千円	△1,239,449 千円
資金収支計算書(一般会計等)	53,849,376 千円	53,346,589 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としているため、歳入歳出決算書と資金収支

計算書は一部の特別会計(都市計画土地地区画整理事業特別会計)の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
(千円単位を四捨五入しているため、集計に齟齬が生じる場合があります)

一般会計等

資金収支計算書の業務活動収支	1,502,559 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	3,745,063 千円
未収債権、未払債務等(増減)	20,201 千円
資産売却益	31,424 千円
資産所売却損	△101,432 千円
賞与引当金(増減額)	△26,637 千円
退職手当引当金(増減額)	41,338 千円
徴収不能引当金(増減額)	△33,344 千円
損失補償引当金(増減額)	- 千円
投資損失引当金(増減額)	- 千円
減価償却費	△4,261,356 千円
純資産変動計算書の本年度差額	917,815 千円

全体会計

資金収支計算書の業務活動収支	1,930,938 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	3,813,501 千円
未収債権、未払債務等(増減)	124,492 千円
資産売却益	31,424 千円
資産所売却損	△101,432 千円
賞与引当金(増減額)	△28,321 千円
退職手当引当金(増減額)	51,755 千円
徴収不能引当金(増減額)	△97,844 千円
損失補償引当金(増減額)	- 千円
投資損失引当金(増減額)	- 千円
減価償却費	△4,569,407 千円
純資産変動計算書の本年度差額	1,155,106 千円

連結会計

資金収支計算書の業務活動収支	2,423,351 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	4,113,018 千円
未収債権、未払債務等(増減)	△230,577 千円
資産売却益	31,464 千円
資産所売却損	△101,432 千円
賞与引当金(増減額)	△28,321 千円
退職手当引当金(増減額)	51,755 千円
徴収不能引当金(増減額)	△98,751 千円
損失補償引当金(増減額)	- 千円
投資損失引当金(増減額)	- 千円
減価償却費	△4,730,450 千円
純資産変動計算書の本年度差額	1,430,057 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。(対象会計のみ記載)

一般会計	6,000,000 千円
国民健康保険特別会計	2,000,000 千円
介護保険特別会計	150,000 千円

⑤ 重要な非資金取引

今年度計上したリース資産及び負債額 304,744 千円